

熊本県介護保険苦情処理体制整備事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 知事は、介護保険制度の円滑な施行に資することを目的として、熊本県国民健康保険団体連合会が行う苦情処理業務に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第2条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は1部とし、提出期限については別に定めるものとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書の様式は、別紙第1号様式によるものとする。

3 要項第3条第2項第2号の規定にかかわらず、規則第3条第2項第2号の添付書類は、歳入歳出予算（見込）書抄本とする。

(補助金の交付の条件)

第3条 規則第5条の規定により付する補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の額の変更)

第4条 要項第5条第2項の申請書の提出部数は、1部とする。

2 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別紙第2号様式によるものとする。

3 要項第5条第2項の変更申請書には、歳入歳出予算（見込）書抄本を添付するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 要項第6条の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

(実績報告)

第6条 要項第9条第1項の実績報告書の提出部数は、1部とする。

2 要項第9条第2項の規定にかかわらず、規則第13条の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績報告書（別紙第3号様式）

(2) 歳入歳出決算（見込）書抄本

3 要項第9条第3項の提出期限は、交付決定のあった年度の3月31日までとする。

(財産の処分の制限)

第7条 要項第13条の別に定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年厚生労働省告示第239号）に定める期間を準用する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成15年2月26日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年7月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。